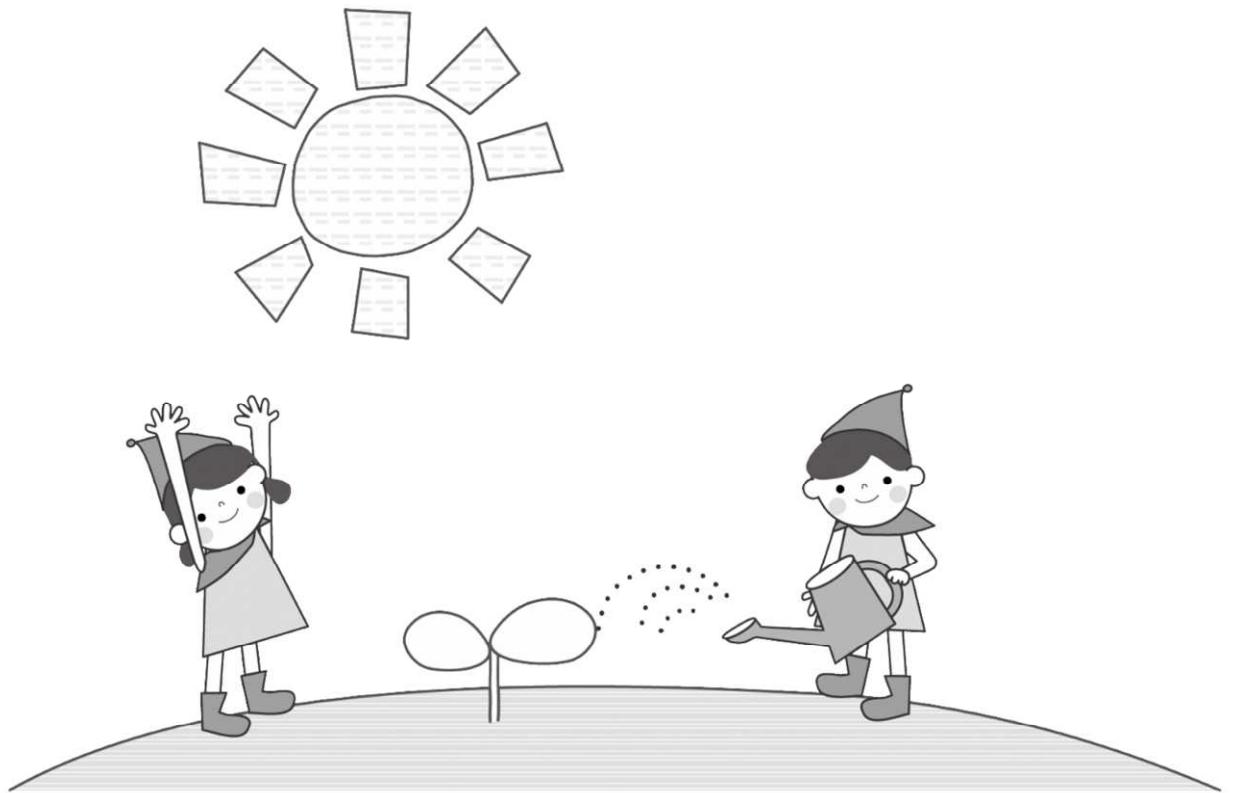


令和8年度分

南丹市放課後児童クラブ

入部のしおり



放課後児童クラブとは・・

「児童福祉法」に定められ、法律に基づき運営している事業です。
保護者が就労などの理由により昼間家庭にいない児童を対象と
し、家庭に代わり生活の場を提供することを目的としています。
※すべての家庭の児童が対象ではありません。

※右のQRコードより、放課後児童クラブの詳細についてご説明してお
ります動画をご視聴いただけます。入部のしおりとあわせて、よくご確
認いただいた上でお申し込みください。



南丹市教育委員会



1. 事業の目的

南丹市の放課後児童クラブは、小学校に就学している児童を対象とし、放課後及び長期休暇等に家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや支援を行うことにより、その児童の健全な育成を図ることを目的としています。

2. 対象児童について

放課後児童クラブに入部できる児童は、南丹市内の小学校に就学している児童を原則とし、その他健全育成上支援を要する次の各号のいずれかに該当する児童とします。

- (1) 保護者の就労のために家庭において保育を受けられない児童
- (2) 保護者の疾病、出産その他やむを得ない事情により家庭において保育を受けられない児童
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める児童

※上記の入部基準に該当しない場合、入部申込みをされても入部できません。

※放課後等デイサービスを利用中もしくは利用予定がある場合はお知らせください。

3. 南丹市放課後児童クラブ一覧

南丹市では7ヶ所で児童クラブを開設しています。

| 対象小学校区 | 名称 | 場所 |
|---------|-----------------|-----------|
| 園部小学校 | 園部たんぽぽ放課後児童クラブ | 園部小学校敷地内 |
| 園部第二小学校 | 園部こすもす放課後児童クラブ | 園部第二小学校内 |
| 八木西小学校 | 八木せきれい西放課後児童クラブ | 八木西小学校隣接地 |
| 八木東小学校 | 八木せきれい東放課後児童クラブ | 八木東小学校敷地内 |
| 殿田小学校 | 殿田ひまわり放課後児童クラブ | 殿田小学校内 |
| 胡麻郷小学校 | 胡麻どんぐり放課後児童クラブ | 胡麻郷小学校隣接地 |
| 美山小学校 | 美山やまばと放課後児童クラブ | 美山文化ホール内 |

※土曜日は、園部たんぽぽ放課後児童クラブと美山やまばと放課後児童クラブの2ヶ所で開設いたします。

4. 開設日・開設時間について

- (1) 開設日 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで
(2) 開設時間

| | |
|-------------|--------------------|
| 平日（月曜日～金曜日） | 下校後から午後6時30分まで |
| 土曜日 | 午前7時45分から午後6時30分まで |
| 学校の長期休業期間 | 午前7時45分から午後6時30分まで |
| 学校振替休校日 | 午前7時45分から午後6時30分まで |

※午前7時45分から午前8時30分の早朝預かりは、保護者の申し出により、家庭において保育を受けられないと認められた場合のみ利用可とします。

※最終の児童が帰られましたら、児童クラブは開設時間内であっても閉所いたします。

5. 開設しない日について

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
(2) 1月2日から1月4日まで
(3) 8月13日から8月16日まで
(4) 12月29日から12月31日まで
(5) 気象警報発表時等により開設が困難である場合

6. 利用について

- (1) 保護者の就労にあわせて利用をお願いします。お仕事がお休みの日は利用できません。
(2) 児童の送りについて
・平日の下校後：学校から開設場所までの移動については、原則として市が行います。
・学校の長期休業期間等（1日開設日）：開設場所まで保護者の方でお願いいたします。
(3) 児童の迎えについて
お仕事が終わり次第、各開設場所まで保護者の方でお願いします。
なお、午後6時30分を超えることのないようお願いします。
(4) 宿題等の学習について
自主学習を基本とし、支援員が学習内容を教えることはいたしません。
(5) 欠席する場合は、必ずご連絡ください。
(6) 土曜日の利用については、7ページ「9. 土曜日の利用について」をご覧ください。

7. 入部手続きの流れについて

＜必要な書類＞

- 入部申込書** (児童 1 人に 1 枚必要)
- アレルギーおよび関係機関等に関する調査票** (児童 1 人に 1 枚必要)
- 利用に関する同意書** (きょうだいで申込みの場合最低学年児童のみに添付)
- 就労等証明書** (きょうだいで申込みの場合最低学年児童のみに添付)
詳細については、4 ページに記載。
- 申立書** (就労証明書を提出できない特別な理由がある場合のみ)
必要に応じて様式をお渡ししますので、社会教育課担当までご連絡ください。
- 減免申請における添付書類**
(減免申請区分に該当される方のみ)
(きょうだいで申込みの場合最低学年児童のみに添付)
入部申込書の該当欄に○をご記入の上、必要な添付書類をご提出ください。
ご提出いただくことで、審査のうえ、負担金の減免を受けることができます。
詳細については、6 ページに記載。
- 障害者手帳、療育手帳の写し** (当該手帳を所持する児童のみ)

※全ての書類が揃ってから、申請してください。

※提出後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに社会教育課担当までご連絡ください。

※提出書類は、消えないペン（ボールペン等）でご記入ください。



1年ごとの申込みが必要です。
継続希望の児童も
お申込みください。

＜就労等証明書の提出について＞

- ・保護者および同居している成人（18歳以上）全員分が必要です。
- ・同居に学生の成人がいらっしゃる場合は、就労証明書の代わりに学生証の写しをご提出ください。
- ・自営業・農業従事者以外は就労先に記入いただいてください。
- ・就労等証明書の発行が申込書の提出期限に間に合わない等の提出できない理由がある場合は、別途様式「申立書」をご提出ください。
- ・南丹市保育所等の申し込みにご使用された就労証明書のコピーでも可とします。

自営業・農業従事者の方

（1）自営業の場合

- ・ご自身で就労証明書を記入してください。
- ・必ず、開業届出書・確定申告書などの自営が分かる書類（控えや写し）を添えてご提出ください。

（2）農業従事者の場合

- ・ご自身で就労証明書を記入してください。
- ・用紙左上部の空いているスペースに、農業委員もしくは農地利用最適化推進委員の方に、証明日、住所、氏名の署名、電話番号の記入をしていただきますようお願いします。（押印は不要です。）

就労以外の理由によりご利用を希望される方

以下の通り、必要書類を提出してください。

| 利用を希望される理由 | 提出書類 |
|------------|-----------------------|
| 病気療養中のため | 申立書、診断書 |
| 出産のため | 申立書、母子手帳の写し（出産予定日記載欄） |
| その他の理由のため | 社会教育課にご相談ください。 |

(1) 書類提出

※ご家庭で児童クラブへの入部が必要か、十分に話し合ってお申込みください。

- ・受付期間 令和8年1月5日（月）から令和8年1月30日（金）

※転入等のやむを得ない場合を除き、この期間を過ぎると、令和8年4月よりご利用いただくことはできません。

- ・受付時間 午前9時00分から午後4時30分まで（土・日曜日除く）

- ・受付場所 以下のどちらで提出いただいても構いません。

[園部地区] 南丹市役所本庁1号庁舎2階 社会教育課

[八木地区] 南丹市役所八木支所1階 八木市民センター窓口（月曜休館）

[日吉地区] 日吉生涯学習センター窓口（月曜休館）

[美山地区] 南丹市役所美山支所 社会教育課美山担当

※場所の詳細は8, 9ページに記載。

※直接放課後児童クラブに提出いただくことはできません。

<郵送による提出>

郵送でも受け付けます。送付については下記のとおりです。

令和8年1月30日（金）必着。

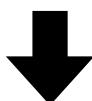
(送付先)

〒622-8651
南丹市園部町小桜町47番地
南丹市教育委員会 社会教育課 児童クラブ係



(2) 入部審査

「2. 対象児童について」に該当する児童であるか、審査を行います。



(3) 入部決定

令和8年2～3月頃に、審査の結果を文書にて送付いたします。



8. 保護者負担金について

保護者負担金は、南丹市放課後児童健全育成事業に関する条例第3条により、別表に定める額を保護者の所得に応じてご負担いただきます。

< 月別負担金額 >

| 4月分 | 5月分 | 6月分 | 7月分 | 8月分 | 9月分 |
|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 6,000円 | 6,000円 | 6,000円 | 7,000円 | 12,000円 | 6,000円 |
| 10月分 | 11月分 | 12月分 | 1月分 | 2月分 | 3月分 |
| 6,000円 | 6,000円 | 6,000円 | 6,000円 | 6,000円 | 6,000円 |

※2人目以降（最年少以外）の児童については、2分の1を減額します。

(1) 減免について **※該当される方は必ずご確認ください※**

- ・下表のいずれかの区分に該当される方は、保護者負担金の減免を受けることができます。
なお、該当者であっても、申請がないと、減免を受けることはできません。
- ・2人目以降（最年少以外）の児童は、減免後、さらに2分の1減額となります。

< 申請方法 >

- ・入部申込書の減免申請区分に○を記載の上、添付書類を添えて提出してください。
- ・2つ以上の区分に該当する場合は、減免額の大きい方の区分のみ選択してください。
- ・きょうだいで申込みの場合、以下の通り申請してください。
 - ①すべての児童分の入部申込書の減免申請区分に○を記載してください。
 - ②添付資料は最低学年児童のみに添付してください。
- ・世帯状況に応じて、随時減免申請を受け付けます。（年度途中で申請される場合は、「入部申込内容変更届」に必要書類を添えてご提出ください。）

| 減免区分 | 減免額 | 必要な添付書類 |
|-------------------|------|------------------------------------|
| 生活保護受給世帯 | 全額 | 生活保護受給証明書 (発行から3ヶ月以内) |
| ひとり親世帯 | 2分の1 | 児童扶養手当証書、戸籍謄本、住民票のいずれか1つの写し |
| 市民税非課税世帯 | 全額 | 所得・課税証明書(※)(市役所税務課にて発行) |
| 市民税所得割のみ非課税世帯 | 2分の1 | 所得・課税証明書(※)(市役所税務課にて発行) |
| 所得税額が65,000円未満の世帯 | 2分の1 | 世帯の所得税額を証明するもの(源泉徴収票や確定申告書の写し等)(※) |

(※)所得・課税証明書および世帯の所得税額を証明する書類は、その時点で発行できる

最新のものを、保護者の分（ひとり親の場合はおひとり分）ご提出ください。

(2) 納付方法は、できる限り口座振替をお願いします。

入部決定時に、口座振替申込用紙をお渡しいたします。納付書払いでお支払いされる場合は、各月の納期限までに指定の金融機関または、南丹市役所（会計課）・支所（窓口）にて納入いただきます。

＜取扱い金融機関＞

京都銀行・京都信用金庫・京都農業協同組合・京都中央信用金庫・ゆうちょ銀行

(3) 負担金の日割りはありません。1日でもご利用があった月は月別負担金額が発生します。

(4) その他必要な経費負担の例として次のものがあります。

連絡帳代、自由帳代、おやつ代、特別行事、活動を実施するための必要経費

9. 土曜日の利用について

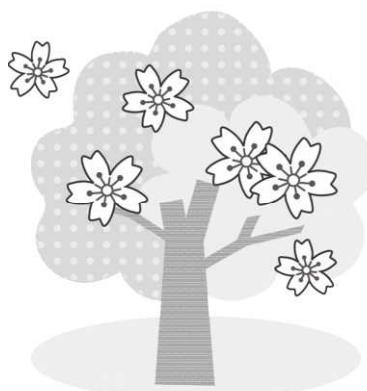
(1) 土曜日の利用は、申請され許可をされた方に限ります。急な預かりはできません。

(2) 土曜日の開設場所は、以下の2ヶ所です。

| 名称 | 場所 |
|----------------|----------|
| 園部たんぽぽ放課後児童クラブ | 園部小学校敷地内 |
| 美山やまばと放課後児童クラブ | 美山文化ホール内 |

(3) 2ヶ所のどちらを利用されるか、ご選択いただくことができます。（入部決定後にお伺いいたします。）

(4) ご利用される放課後児童クラブに関わらず、児童の送迎は保護者の方でお願いいたします。



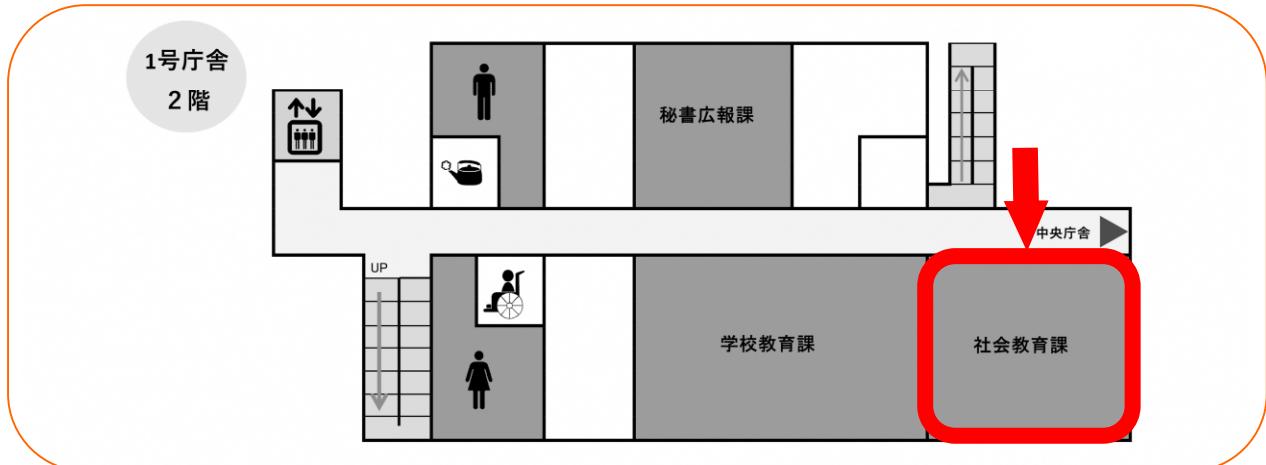
申込書類受付場所 どちらで提出いただいても構いません。

▶園部地区

住所：園部町小桜町 4 7 番地

場所：南丹市役所 1号庁舎 2階 社会教育課

電話：0771-68-0057

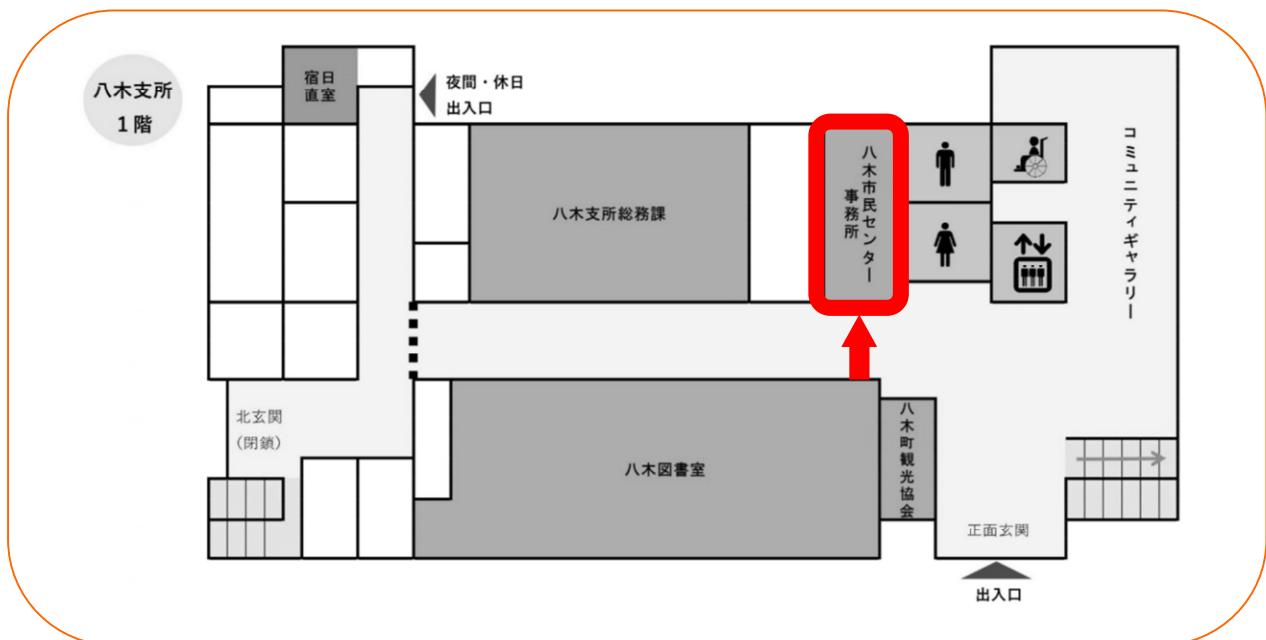


▶八木地区

住所：八木町八木東久保 2 9 番地 1

場所：南丹市役所八木支所 1階 八木市民センター窓口 社会教育課八木担当（月曜休館）

電話：0771-68-0026



►日吉地区

住所：日吉町保野田長通24番地

場所：日吉生涯学習センター「遊 you ひよし」窓口（月曜休館）

電話：0771-68-0035



►美山地区

住所：美山町島島台51番地

場所：南丹市役所美山支所2階 社会教育課美山担当

電話：0771-68-0044

